

地球温暖化対策の推進について

【提案先】環境省、経済産業省

1. 提案内容

(1) 地球温暖化対策を推進するための基本的な枠組みの早期具 体化および適応策作成の法制度化

- 我が国の地球温暖化対策を推進するための基本的な枠組みを早急に示すとともに、国や地方公共団体における適応策作成についての法制度化

(2) 本県の気候変動の影響調査および適応策策定に係る支援

- 滋賀県低炭素社会づくり推進計画の改定に向けた、気候変動による本県の影響調査および適応策の策定への支援

(3) 原料調達から廃棄までの温室効果ガス排出量の「見える化」 による家庭での省エネ製品の一層の普及

- 省エネ・創エネ製品に原料調達から廃棄までの温室効果ガス排出量を「見える化」する仕組の導入とより一層の普及

2. 提案の理由

- 国の長期的な目標である 2050 年までに 80%の温室効果ガス排出量削減に向けて、また、本県の長期的な地球温暖化対策の推進に向けて、国の地球温暖化対策のあり方を早急に示すことが必要。
- また、地方自治体での適応計画策定を促進するため、温対法に基づき国、地方自治体で作成する計画の事項に適応策を明示する等適応策作成の法制度化を進めることが必要。
- 本県では、現行の推進計画の改定にあたり、気候変動による本県への影響評価・検証と適応策の検討を進める予定であり、これには国の知見・データの活用や、国の定める適応計画との連携が不可欠。
- 本県で確立した事業所単位で製品等を通じた貢献量評価手法を参考に、製品等の間接排出量算定の普及・評価を推進するとともに、個別の省エネ・創エネ製品についても原料調達から廃棄までの温室効果ガス排出量を全国共通のラベリング等で見える化し、エネルギー利用量の減少、費用の低減につながる製品の選択を促すことが重要。

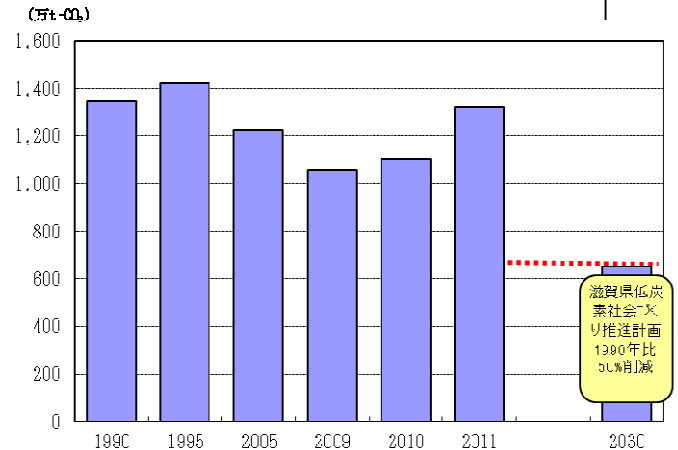
(本県の取組状況と課題)

(1) 地球温暖化対策を推進するための基本的な枠組みの早期具体化

- 本県では「2030年の滋賀県の温室効果ガス排出量が50%削減(1990年比)されている低炭素社会の実現」を目指している。
- その制度的枠組みとして、滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例を平成23年度に施行。
- 国での取組が、地域の取組(将来像)に大きく影響。

滋賀県域からの温室効果ガス排出状況

2011年の温室効果ガス総排出量は、1,322万t(CO₂換算)
1990年比約1.5%減(20万t減)



(2) 本県の気候変動の影響および適応策に係る調査研究への支援

- 暖冬による琵琶湖の全循環の遅れ、集中豪雨の増加など、その一因として地球温暖化の影響が指摘されている。
- 「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」の改定(平成28年度)に向けて気候変動の影響評価・検証と適応策の検討を予定。

(3) 原料調達から廃棄までの温室効果ガス排出量の「見える化」による家庭での省エネ製品の普及

- 本県では家庭・業務部門での温室効果ガス排出量が増加している。
- 事業所単位で評価する仕組みとして、排出抑制に貢献する省エネ製品の製造等の評価をライフサイクルアセスメントの手法を活用して定量化する手法をとりまとめた。

- この手法を参考に個別の製品の原料調達から廃棄までの全過程の温室効果ガス排出量の算定の普及を進めるとともに、「見える化」により、消費者の製品選択につなげることが重要。

